5　金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期経過後五十日以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、第二項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧期限の承認の手続等）

第二百八条の二十九　外国会社である最終指定親会社は、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧に関し当該承認を受けようとする期間

三　経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧に関し当該承認を必要とする理由

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

四　前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して二月を経過した日から経営の健全性の状況を記載した書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後二月以内（直前四半期に係る当該書面の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書面について、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。

4　金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期の末日から起算して二月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、第一項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（経営の健全性の状況）

第二百八条の三十　法第五十七条の十七第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第百八十条の規定に準じて記載した書面によりしなければならない。

（合併等の届出）

第二百八条の三十一　法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　法第五十七条の十八第一項第一号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　合併の相手方の商号又は名称

ロ　合併の年月日及び理由

ハ　合併の方法

二　法第五十七条の十八第一項第二号に該当する場合　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及び理由

三　次条第一号に該当する場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ　法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合　次に掲げる事項

(1)　法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等の内容

(2)　当該登録等の年月日

(3)　当該登録等を取り消された年月日及び理由

(4)　当該登録等を取り消された業務の内容

ロ　法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合　次に掲げる事項

(1)　違反した法令の規定

(2)　刑の確定した年月日及び罰金の額

四　次条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

ハ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日

ニ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消された年月日及び理由

ヘ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

五　次条第三号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　該当することとなった又は該当しなくなった親会社又は子法人等の商号又は名称

ロ　親会社又は子法人等に該当し、又は該当しなくなった年月日

六　次条第四号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日及び理由

ロ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の商号、名称又は氏名

七　次条第五号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　変更の内容及び理由

ロ　変更の年月日

八　次条第六号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（当該指定親会社の業務の運営又は当該指定親会社及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この項及び次条において「事故等」という。）が発生した営業所又は事務所の名称

ロ　事故等を惹起した役職員の所属、氏名又は名称及び役職名

ハ　事故等の概要